



# LIFRE

Legal Information Flash Report  
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所  
〒100-0005  
東京都千代田区丸の内3-4-1  
新国際ビル817区  
TEL:03-3201-3404  
FAX:03-3201-3434  
URL:http://mclaw.jp  
email: tsutsumi@mclaw.jp

本年予定されているコーポレートガバナンス・コードの改訂の動向及び今月施行される「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」の概要をご紹介します。

## ◇コーポレートガバナンス・コードの改訂 ～東京証券取引所の新市場区分～

### 1. はじめに

2015年に金融庁と東京証券取引所が導入したコーポレートガバナンス・コードは本年2度目の改訂が予定され、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議意見書(5)」(2020.12.18公表)において改訂に関する提言がありました。

また、今回の改訂は、東京証券取引所の**新市場区分**(プライム市場、スタンダード市場、グロース市場)にも関連することが予定されています(新市場区分については次号で紹介予定です)。

### 2. 提言の概要

- ①プライム市場の上場企業は、**独立社外取締役を取締役会全体の3分の1以上選任すべき**(経営環境や事業特性等を勘案して必要と考える企業は独立社外取締役の過半数の選任を検討すべき)。
- ②取締役の選任にあたり、事業戦略に照らして取締役会が備えるべきスキル等を特定し、その上で所謂「**スキル・マトリックス**」をはじめ経営環境や事業特性等に応じた適切な形での社内外の取締役の有するスキル等の組み合わせを公表すべき(独立社外取締役には他社での経営経験を有する者を含めるよう求めるべき)。
- ③**女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等**、中核人材の登用等における多様性の確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況の公表を求めるべき。また、多様性確保に向けて**人材育成方針・社内環境整備方針**をその実施状況と合わせて公表すべき。

### 3. コメント

コーポレートガバナンス・コードは、これに対応するか、対応しない場合にはその説明を行うというものですが、上記の提言が実現すれば、東京証券取引所の新たな市場区分と関連することが予定されていることからすると、現実的には対応が求められることになるでしょう。

## ◇特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律の施行

本年2月1日、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」が施行されます。これにより、「特定デジタルプラットフォーム」を提供する事業者は、一定の規律を受けることとなります。

### 1. 「特定デジタルプラットフォーム」とは

まず、「**デジタルプラットフォーム**」(DPF)

とは、次の要件を満たすものを指します。

- ①**デジタル技術**を用いて**商品等提供利用者と一般利用者とを繋ぐ場(他面市場)**を提供すること
- ②**インターネット**を通じて①を提供していること
- ③**ネットワーク効果(利用者双方の増加が互いの便益を増進させ、更に数が増加する関係等)**を利用したサービスであること

そして、DPFのうち、**特に取引の透明性、公正性を高める必要の高い**として政令で定められたものを「**特定デジタルプラットフォーム**」といいます。上記の政令では、特定DPFの分野・規模のメルクマールも定めていますので、ご一読下さい。

### 2. 特定DPF提供者への規律

- (1)取引条件等の開示  
提供者は、**利用者に対する契約条件の開示、変更時の事前通知等**が義務付けられます。
- (2)自主的な手続・体制の整備  
提供者は、経産大臣が定める指針を踏まえ、**手続・体制の整備**を行わなければなりません。
- (3)運営状況のレポートとモニタリング・レビュー  
**上記(1)及び(2)の状況とその自己評価を付したレポートを、経産大臣に対して毎年提出**しなければなりません。経産大臣は、特定DPFの運営状況のレビューを行い、その**評価を公表**します。

### 3. 公正取引委員会との連携

経産大臣は、特定DPF提供者が独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合には、**公正取引委員会に対し、同法に基づく措置を講ずることを要求**することができます。

### 4. その他

本法は国内外の別を問わず適用されます。

また、施行後3年を目処として、施行の状況等を踏まえて見直しの検討を行い、必要な措置を講ずるものとされています。

(弁護士友成、弁護士門屋)

### \*\*\*法務トピックス\*\*\*

## ◆厚生労働省関係法令各種届出書類の押印欄が原則廃止に(2020年12月25日付官報、同日施行)

厚生労働省関係の省令、告示に基づく各種様式の押印欄が削除され(労働基準法を除く)、原則として押印を不要とする省令、告示が公布されました。またこれに関連して日本年金機構も「令和2年12月25日より年金手続きの押印を原則廃止します」とHPで周知しています。但し、引き続き押印が必要な書類も一部に残っていますので、手続きをする際には確認をして下さい。